

第130期 定時株主総会 招集ご通知

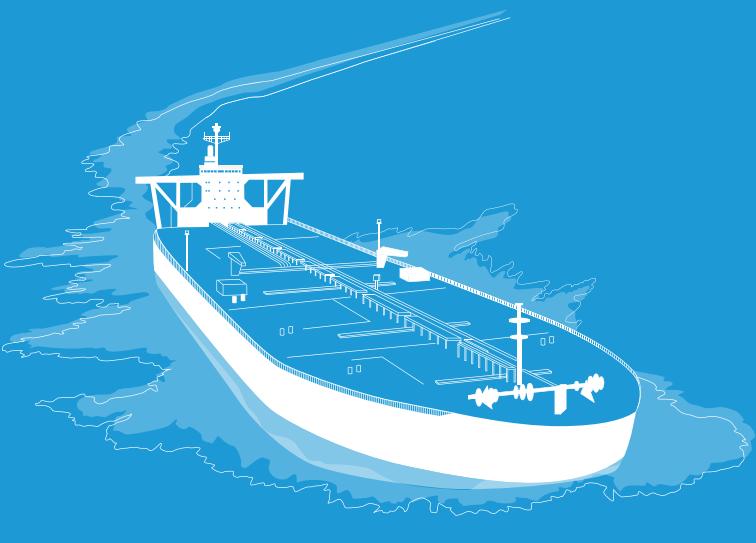
2020年4月1日から2021年3月31日まで

開催情報

日時 **2021年6月25日(金曜日)**

午前10時(受付開始 午前9時)

場所 **イイノホール(飯野ビルディング4階)**
東京都千代田区内幸町二丁目1番1号



飯野海運株式会社

証券コード：9119

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

郵送及びインターネット等による議決権行使期限

2021年6月24日(木曜日)午後5時まで
※詳細は5ページから6ページをご参照ください。

お願い

新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主総会当日の模様についてはインターネットでのライブ配信を予定しております。つきましては、株主総会へのご出席をお控えいただき、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9119/>



株主の皆様へ



代表取締役社長

當 舎 裕 己

経営理念

- 安全の確保が社業の基盤
- よいサービスと商品を社会に適正な価格で安定的に供給
- 取引先のニーズに迅速・的確に対応
- 社会的要請へ適応し環境に十分配慮
- 株主、そして役職員へのリターン充実を目指し企業価値向上を志向

行動憲章

- 安全の重視
- 社会への貢献
- 取引先の尊重
- コンプライアンスと社会秩序の維持
- 差別の廃絶・人権の尊重
- 環境の保護
- 情報開示とコミュニケーション

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。第130期定時株主総会招集ご通知（2020年4月1日から2021年3月31日まで）をお送りするにあたり、ひとことご挨拶申し上げます。

当期の事業環境について

当期（2020年度）の世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下、「感染症」という）の影響により、期中に大幅に悪化した後、国や地域差はあるものの景気回復に向けた動きが強まりました。わが国経済は、秋口に一時回復傾向となるも、第3四半期末から当期末にかけて感染が再拡大し、経済活動は再び抑制されました。

当期の取り組み・業績について

当社グループの海運業において、市況は大型ガス船では急騰し、ドライバールク船でも年次以降、堅調に推移しました。しかしケミカルタンカーや大型原油タンカーでは当期初に一時急騰したものの、その後下落し、低調に推移しました。また、感染症の影響による船員交代の制限等、運航上のリスクが顕在化しました。

このような中、大型原油タンカーにおいては、入渠船の影響を完全に避けることはできませんでしたが、期中に竣工した新造VLCC2隻を長期契約に投入する等、安定収益の確保に努めました。

ケミカルタンカーにおいては、当社の基幹航路である中東域からの数量輸送契約に加え、市況高騰時に高運賃のスポット貨物を取り入れました。復航においても北アフリカからの磷酸液やアジア域からのスポット貨物を積極的に取り込むことで収益を確保しました。

大型ガス船においては、LPG船、LNG船共に、既存の中長期契約を中心に安定収益を確保したことに加え、一部船舶が高騰したLPG船市況を享受し、外航海運業の増益に大きく貢献しました。また、海外顧客と新たに締結した定期用船契約向けに、LPGを推進燃料とすることにより温室効果ガスの排出を削減できるLPG2元燃料主機関を搭載する大型LPG船を2隻発注しました。

ドライバールク船においては、当期中に新たに竣工した専用船が順調に稼働し収益に貢献しました。ポストパナマックス船及びハンディ船では一時市況は低迷ましたが、第2四半期以降市況が回復し、契約貨物への投入を中心に市況上昇を捉えた効率配船に努めた結果、運航

目 次

収支は改善し採算は堅調に推移しました。

また、内航・近海ガス輸送においても感染症拡大と季節的要因に伴うLPG需要低下の影響や運航船の入渠等による冬場の稼働減少の影響を受けましたが、中長期契約に基づく安定的な売上確保と効率配船に取り組みました。

不動産業においては、感染症拡大の影響がオフィス市場にも本格的に現れ市況の下降基調は鮮明になりました。オフィス需要が減少したことから賃料は下落が続き、空室率は2015年6月以来、需給が均衡し賃料が反転する目安と言われる5%を上回りました。

そのような中、当社所有ビルにおいては、商業テナントの営業に感染症の影響はあったものの、事務所テナントは堅調な稼働を継続し、安定した収益を維持することができました。また、当社が参画している日比谷フォートタワーでは、新築建物の工事が順調に進捗し、現在のところ2021年6月末の竣工を予定しております。一方で当社グループのイイノホール＆カンファレンスセンター やフォトスタジオを運営するイイノ・メディアプロにおいては、感染症の影響で稼働と収益に大きな影響を受けました。英国ロンドンの不動産事業においては、商業テナントについては感染症の影響はあるものの、事務所テナントは順調に稼働したため、収益を維持することができました。

以上の結果、売上高は889億16百万円（前期比0.3%減）、営業利益は68億31百万円（前期比71.8%増）、経常利益は68億10百万円（前期比97.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は76億55百万円（前期比102.1%増）となりました。

なお、当期より配当額と利益成長との連動性を高めるため、従来の安定配当維持の基本方針に加え、通期業績に対して配当性向30%を基準とした配当を継続していくことを新たな基本方針としております。当期末の配当につきましては、新たな基本方針に基づき、普通配当16円とし、中間配当6円とあわせ年間で1株当たり22円とさせて頂きました。

今後とも株主の皆様のご期待にお応えできるよう精励いたしますので、引き続き倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ 1

招集ご通知 3

第130期定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類 9

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

事業報告 18

連結計算書類 47

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（ご参考）

計算書類 49

貸借対照表

損益計算書

監査報告書 51

株主メモ 57

株主各位

証券コード:9119
2021年6月2日

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
飯野海運株式会社
代表取締役社長 當舎 裕己

第130期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第130期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、郵送又はインターネット等により、議決権行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご覧のうえ、議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月25日(金曜日)午前10時

2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール(飯野ビルディング4階)
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 1. 第130期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第130期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以上

新型コロナウイルス感染防止への対応について



＜当社の対応について＞

本株主総会会場においては、株主総会当日の状況に応じて、当社スタッフのマスク着用等、感染予防措置を講じて参ります。

＜株主様へのお願い＞

感染リスクを避けるため、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。

感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠されている株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

＜来場される株主様へのお願い＞

ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの持参・着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願いいたします。

また、ご来場の株主様で発熱が認められる方、体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。

その他にも感染予防措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.iino.co.jp/kaiun>

なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

当日ご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

▶ 株主総会開催日時：2021年6月25日(金曜日)午前10時

当日ご欠席の株主様



郵送にて議決権行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を
ご記入いただき、右記のように切り取ってご投函ください。



切り取って
ご投函ください。

▶ 行使期限：2021年6月24日(木曜日)午後5時到着分まで



インターネット等にて議決権行使いただく場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>にて
各議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：2021年6月24日(木曜日)午後5時入力分まで

インターネット等による議決権行使のご案内については6頁をご参照ください。

郵送とインターネット等により、二重に議決権行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

◆ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告のうち「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- ②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、監査役が監査報告、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類の他、上記の当社ウェブサイト掲載書類も含まれております。

◆ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及びその他本招集ご通知の記載事項に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.iino.co.jp/kaiun>

インターネットライブ配信のご案内

本株主総会当日の模様については、インターネットでのライブ配信を予定しています。

なお、配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、質問される際の音声につきましては、配信されますので予めご了承ください。

公開日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時より(午前9:30から視聴画面へのアクセスが可能)

＜視聴方法＞

- ◆ パソコン、タブレット、スマートフォンにて視聴される株主様は、下記URLまたはQRコードよりアクセスしてください。
- ◆ ID及びパスワードを入力する専用株主認証画面が表示されますので、下記のID及びパスワードをご入力ください。

URL

<https://9119.ksoukai.jp>



ID

株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）

パスワード

郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字／ハイフン不要）

＜ご視聴にあたってのご注意事項＞

- ◆ ご使用のパソコン、スマートフォン又はタブレット端末のインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ◆ ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- ◆ 株主総会のライブ配信は、ご来場をお控えいただいた株主様への情報提供を目的としており、本ライブ配信を通じて議決権行使やご質問等はできません。予めご了承いただき、事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- ◆ 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- ◆ ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ◆ インターネット回線や機材トラブル等によるやむを得ない理由により、配信が中止になる場合がございます。

ライブ配信に関するお問い合わせについて

当社は、以下受付日時、電話番号において接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただくことができます。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行
証券代行事務センター 専用ダイヤル

0120-782-041

受付時間 9:00～17:00（土、日、祝日を除く）

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ
03-4556-9268

受付日時：6月25日（金）
午前9時から株主総会終了時まで

事前質問受付についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、事前に質問を受け付けています。

いただいた質問の中で、株主の皆様の関心が高いと思われる質問については、株主総会にて取り上げさせていただきます。

モバイル または パソコン

URLまたはQRコードよりインターネットライブ配信のサイトにアクセスし、IDとパスワードを入力しログインしたのち、質問専用ページの「質問記入フォーム」に入力してください。

URL

<https://9119.ksoukai.jp>



QRコード



郵送 または FAX

質問を次の宛先まで、郵送またはFAXにて送付してください。



送付先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
飯野海運株式会社 業務管理部 宛

FAX 03-6273-3057

※番号をお間違いないよう、お気をつけください。

質問受付期限 2021年6月18日(金曜日)午後5時到着分まで

◇事前にいただいた質問に対しては、個別に回答はいたしかねますのでご了承ください。

◇株主総会で取り上げることに至らなかった質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は長期的な企業価値の向上によって安定配当を継続するという従来の基本方針に加え、当期より配当額と利益成長との連動性を高めるため、通期業績に対して配当性向30%を基準とした配当を継続していくことを新たな基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績と経営環境などを総合的に勘案し、1株につき16円とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金1株当たり6円を加えた当期の年間配当金は1株当たり22円となります。

1 配当財産の種類
金銭といたします。

2 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円
総額1,692,898,384円

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 當舎裕己、遠藤茂、大江啓及び吉田康之の4名は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、ご参考として、「社外役員の独立性及び資質に関する基準について」を掲載しております。



候補者番号	氏名	生年月日
1	とうしゃ ひろみ 當舎 裕己	1958年7月20日生 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社
 2004年 6月 当社ケミカルタンカーグループリーダー¹
 2006年 6月 当社海運営業第1グループリーダー²
 2008年 6月 当社企画グループリーダー³
 2009年12月 当社総務企画グループリーダー⁴
 2010年 6月 当社取締役執行役員
 総務企画グループ担当及び総務企画グループリーダー委嘱⁵
 2013年 6月 当社取締役常務執行役員 不動産事業グループ担当⁶
 2016年 6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)⁷

取締役候補者とした理由

當舎裕己氏は、当社の中核事業である原油タンカー、ケミカルタンカー、不動産事業等での豊富な経験と実績を有しており、2016年6月より代表取締役社長執行役員を務め、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。同氏がこれまで培ってきた知見と経験は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号	氏名	生年月日	再任
2	えん どう 遠藤 茂	しげる 1948年10月16日生	社外
所有する当社株式の数	独立		

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

100% (22回/22回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1974年 4月 外務省入省	<重要な兼職の状況>
2001年 4月 同省中東アフリカ局審議官	日揮ホールディングス(株)社外取締役
2002年 2月 同省領事移住部審議官	外務省参与
2003年 8月 在ジュネーブ国際機関 日本政府代表部大使兼 在ジュネーブ総領事館総領事	(株)ADEKA社外取締役
2007年 3月 在チュニジア特命全権大使	
2009年 7月 在サウジアラビア特命全権大使	
2012年10月 外務省退官	
2013年 6月 当社社外取締役 (現任) 同年同月 日揮(株) (現日揮ホールディングス(株)) 社外取締役 (現任)	
2014年 4月 外務省参与 (現任)	
2018年 6月 (株)ADEKA社外取締役 (現任)	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

遠藤茂氏は、長年にわたり外交官として培ってきた豊富な経験と知識等を活かし、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮していただいております。

これらのことから、引き続き社外取締役として、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行できるものと期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号	氏名	生年月日	再任
3	おおえ 大江 啓	1948年8月9日生	社外
所有する当社株式の数	独立		

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4月 旭化成工業(株) (現旭化成(株)) 入社

2000年 6月 同社医薬営業推進部長

2004年 4月 旭化成ファーマ(株)取締役

2006年 4月 同社代表取締役社長

2008年 4月 同社顧問

2010年 6月 同社顧問退任

2015年 6月 当社社外取締役 (現任)

所有する当社株式の数

18,400株

取締役会への出席状況

100% (22回/22回)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大江啓氏は、企業経営責任者として長年にわたり培った豊富な経験と知識等を活かし、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮していただいております。

これらのことから、引き続き社外取締役として、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行できるものと期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者番号

氏

名

生年月日

4 吉田

よし だ
やす ゆき
康之

1947年8月23日生

再任
社外
独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4月 (株)三菱総合研究所入社

2002年10月 同社参与

2007年10月 (株)日建設計総合研究所入社
上席研究員

2008年 1月 同社常務理事 上席研究員

2008年 6月 (株)タダノ社外取締役 (現任)

2009年 3月 (株)日建設計総合研究所
取締役常務理事 副所長

2011年 3月 同 退任

2019年 6月 当社社外取締役 (現任)

所有する当社株式の数

11,100株

取締役会への出席状況

100%(22回/22回)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉田康之氏は、シンクタンクにおける長年の調査及び研究で培った豊富な経験と知識等を活かし、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮していただいております。

これらのことから、引き続き社外取締役として、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行できるものと期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 遠藤茂氏、大江啓氏及び吉田康之氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、(株)東京証券取引所他当社上場証券取引所に対して、遠藤茂氏、大江啓氏及び吉田康之氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、三氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
3. 遠藤茂氏、大江啓氏及び吉田康之氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする契約を締結しております。遠藤茂氏、大江啓氏及び吉田康之氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。但し、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 遠藤茂氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。また、大江啓氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。また、吉田康之氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は遠藤茂氏及び大江啓氏を買収防衛策に基づく特別委員会の委員に引き続き選任する予定です。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験

	取締役就任年	企業経営	営業戦略 マーケティング	財務・会計 テクノロジー	法務・労務	ESG経営	グローバル戦略
當舎裕己	2010	●	●		●		●
独立・ 社外 遠藤茂	2013				●		●
独立・ 社外 大江啓	2015	●	●				
独立・ 社外 吉田康之	2019		●		●		

(2021年3月31日現在)

上記の表の考え方につきましては、35ページ記載の取締役・監査役の専門性と経験の表に記載の注記を参照ください。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、社外監査役1名の増員をお願いしたいと存じます。
なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、ご参考として、「社外役員の独立性及び資質に関する基準について」を掲載しております。



氏名	生年月日	
みよし 三好 真理	1958年3月16日生	新任 社外 独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1980年 4月 外務省入省
2006年 8月 国際連合日本政府代表部公使
2008年 8月 在ドイツ日本国大使館公使
2012年 4月 法務省仙台入国管理局長
2014年 1月 外務省領事局長
2015年10月 在アイルランド特命全権大使
2019年 8月 特命全権大使(国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当兼北極担当)
2021年 3月 外務省退官

社外監査役候補者とした理由

三好真理氏は、長年にわたり外交官として培ってきた豊富な経験と知識を有しており、幅広い見地から、社外監査役として取締役の職務執行を適切に監視いただくとともに、経営に対して有益なご意見をいただくことを期待するものです。

過去に企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三好真理氏は社外監査役候補者であります。
3. 本議案が承認された場合、当社は三好真理氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする契約を締結する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。但し、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 当社は三好真理氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他当社上場証券取引所に届け出る予定です。

以上

(ご参考) 監査役候補者の専門性と経験

監査役就任年	企業経営	マーケティング	営業戦略	財務・会計	人事・労務	ESG経営	グローバル戦略
独立・ 社外 就任 三好真理 新任					●	●	

(2021年3月31日現在)

上記の表の考え方につきましては、35ページ記載の取締役・監査役の専門性と経験の表に記載の注記を参照ください。

(ご参考)

社外役員の独立性及び資質に関する基準について

【社外役員の独立性及び資質に関する基準】

本基準は当社における社外取締役及び社外監査役(あわせて以下「社外役員」という)の候補者に関する独立性判断基準及び候補者に求められる資質を定めるものとする。

(社外取締役)

社外取締役候補者には、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者であって、建設的な意見を持ち、当社のより一層の成長に対する貢献が期待できる人物を指名し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性の確保にも配慮するものとする。

(社外監査役)

社外監査役候補者には、会社法に定める社外監査役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を指名し、財務・会計に関する適切な知見を有する者が含まれるよう配慮するものとする。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社又は当社子会社の業務執行者 (注1)
2. 当社を主要な取引先とする者 (注2) 又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先 (注3) 又はその業務執行者
4. 当社の現在の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人又はその社員等として当社の監査業務を担当している者
6. 当社から役員報酬以外に、多額 (注4) の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント又は会計、法律、税務その他の専門家。これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社から多額 (注4) の寄付又は助成を受けている者。これらの者が法人、組合等の団体である場合はその理事その他の業務執行者を含む。
8. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員である者
9. 上記1~8に過去3年間において該当していた者 (注5)
10. 上記1~9に該当する者、又は、社外監査役の独立性を判断する場合については以下に掲げる者が重要な者 (注6) である場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
 - (a)当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ)
 - (b)当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
 - (c)過去3年間において上記(a)、(b)又は当社の業務執行者でない取締役に該当していた者

(注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

(注2)当社を主要な取引先とする者とは、取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

(注3)当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者又は直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

(注4)多額とは、直近事業年度において当社から受けた財産上の利益が個人の場合は年間1,000万円以上をいい、法人、組合等の団体の場合は、年間1,000万円以上でかつ、当該団体の直近事業年度の年間連結売上高又は総収入の2%以上の額をいい。

(注5)前記4においては、過去3年間において、当社の現在の大株主の業務執行者であった者をいう。

(注6)重要な者には、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長以上の管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士及び法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む)が含まれる。

以上

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

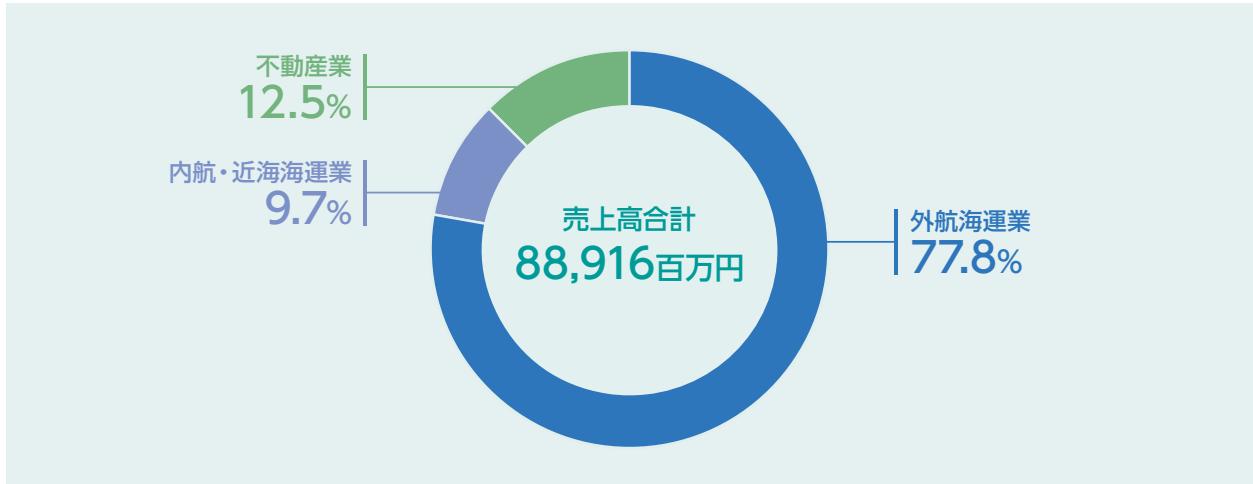
1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19。以下、「感染症」という。)の影響により、期中に大幅に悪化した後、国や地域差はあるものの景気回復に向けた動きが強まりました。欧州経済は感染症変異株の出現や冬季での感染者拡大による主要都市のロックダウンにより大きく落ち込みました。一方で、早期の感染防止策が奏功した中国経済は感染症流行以前の水準まで回復し、米国経済も巣ごもり需要により住宅市場や製造業等が堅調であり、感染拡大が続く中でも株高等を背景に持ち直しました。我が国の経済はGoToキャンペーン等により秋口には一時回復傾向となるも、第3四半期末から当期末にかけて感染が再拡大し一部の地域には緊急事態宣言が発令される等、経済活動は再び抑制されました。

当社グループの海運業を取り巻く市況は、大型ガス船では急騰し、ドライバulk船でも年央以降、堅調に推移しました。しかしながら、ケミカルタンカーや大型原油タンカーでは当期初において市況は一時急騰したものの、その後下落し、低調に推移しました。また、感染症の影響による船員交代の制限等、運航上のリスクが顕在化しました。このような状況の下、当社グループでは、既存契約の有利更改や効率配船への取り組みをはじめとして、運航採算の向上を図りました。不動産業においては商業テナントの営業やイイノホール＆カンファレンスセンター等で感染症の影響を受けておりますが、事務所テナントは順調な稼働を継続していることから全体としては安定した収益を確保しました。

以上の結果、売上高は889億16百万円（前期比0.3%減）となりましたが、ケミカルタンカーや大型ガス船の市況が一時的に高騰したことや、前期に飯野ビルディングで発生していた空室には既に新規テナントが入居し満室稼働となっている影響等から、営業利益は68億31百万円（前期比71.8%増）、経常利益は68億10百万円（前期比97.1%増）となりました。また、海外子会社の清算結了に伴う為替換算調整勘定の実現による特別利益を計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純利益は76億55百万円（前期比102.1%増）となりました。

(報告セグメント別売上高及び構成比)



報告セグメント	第129期 (2019年度)		第130期 (2020年度)		売上高の 前期比増減 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
外航海運業	68,391	76.6	69,295	77.8	1.3%
内航・近海海運業	9,244	10.4	8,581	9.7	△7.2%
不動産業	11,667	13.0	11,158	12.5	△4.4%
計	89,302	100.0	89,033	100.0	-
セグメント間の内部売上高又は振替高	△123	-	△118	-	-
合計	89,179	-	88,916	-	△0.3%

(注) △は減少を表示しています。

各セグメント別の状況

外航海運業

売上高

692億95百万円

営業利益

24億63百万円

■大型原油タンカー

<一般概況>

大型原油タンカー市況は、感染症の拡大を受け原油需要が急激に減少したこと、陸上の貯蔵タンクが不足し滞船が増えたことや原油価格の急落により裁定取引が活発化した影響等から、原油の洋上備蓄需要が高まり一時高騰しました。しかしながら、その後はOPECプラスの協調減産が再開されると輸送需要が減退し、感染症拡大の影響も受けて低水準で推移しました。年明けにはサウジアラビアが追加減産を発表し、OPECプラスが減産幅維持を決定したことから市況の低迷が続き、当期末にかけて損益分岐点を下回る水準で推移しました。



洋邦 312,006DWT

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの大型原油タンカーにおいては、入渠船の影響を完全に避けることはできませんでしたが、第2四半期及び第4四半期に竣工した新造VLCC 2隻を含む支配船腹を長期契約に投入することで安定収益の確保に努めました。

■ケミカルタンカー

<一般概況>

ケミカルタンカー市況は、石油タンカーの洋上備蓄の需要増によりケミカルタンカー市場からプロダクトタンカーが退出した影響等で5月以降市況は一時的に高騰しました。その後、欧米やインドを中心とした世界的な景気低迷により輸送需要は夏場以降継続して弱含んでおり、加えてプロダクトタンカー市況の悪化を受けプロダクトタンカーがケミカルタンカー市場に再流入していることも重なり、市況は下落しました。



CREOLE SUN 49,760DWT

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのケミカルタンカーにおいては、当社の基幹航路である中東域から欧州向け及びアジア向けの数量輸送契約に加え、市況高騰時に高運賃のスポット貨物を取り入れる等、安定的に輸送を行い、復航においても北アフリカからの磷酸液やアジア域からのスポット貨物を積極的に取り込むことで収益を確保しました。当社と米国オペレーターとの合弁事業においては、安定的な数量輸送契約に加え効率的なスポット貨物の集荷に取り組み、稼働を維持しました。

■ 大型ガス船

<一般概況>

大型ガス船のうち、LPG船市況は、感染症の影響による世界経済の低迷により当初軟化しましたが、アジアでの堅調な民生用需要及び中国向け石油化学原料需要が増加したことや、入渠船の増加及び主要航路である米国とアジアを繋ぐパナマ運河の混雑等によって船腹需給が引き締まることにより、年末にかけて高騰しました。しかしながら、年明け以降は米国出しLPGの裁定取引が縮小したことによる輸送需要及び米国から極東向けのLPG輸送量が共に減少したことから、市況は下落しました。LNG船市況は、感染症による需要減の影響で春から夏には低迷したものの、秋から冬にかけては中国経済の回復や寒波による東アジアの電力需要急増に伴い、米国積みを中心にアジア向けLNG輸送が活発化し船腹需給がひっ迫したため一時的に過去最高水準を記録する等、大きく変動しました。



SUMIRE GAS 82,416m³

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの大型ガス船においては、LPG船及びLNG船共に、既存の中長期契約を中心に安定収益を確保したことに加え、一部船舶が高騰したLPG船市況を享受し、外航海運業の増益に大きく貢献しました。また、海外顧客と新たに締結した定期用船契約向けに、サステナビリティへの取り組みの一環として、従来の重油のみならずLPGを推進燃料とすることにより温室効果ガスの排出量を削減できるLPG 2元燃料主機関を搭載する大型LPG船を2隻発注しました。

■ ドライバルク船

<一般概況>

ドライバルク船市況は、感染症の世界的な拡大により当期初より軟調なスタートとなりましたが、いち早く経済活動を再開させた中国向け荷動きが回復に転じたことで、第1四半期終盤から上昇に転じました。その後も、市況は各国で打ち出された景気刺激策により世界的に荷動きが増加したことを受け、堅調に推移しました。さらに中国向けを中心に好調に推移する穀物需要に加え、北半球における冬場の電力需要を背景とした石炭需要の増加、それらに伴う荷積み港、荷揚げ港における滞船もあり、第4四半期において市況が急伸し前年比大幅高で当期末を迎きました。



CAMELLIA ISLAND 84,854DWT

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、ドライバルク船においては、当期中に新たに竣工した専用船が順調に稼働し収益に貢献しました。ポストパナマックス及びハンディ船型を中心とする不定期船部門においては、当期初の感染症拡大により一時市況は低迷しましたが、第2四半期以降市況は回復し、契約貨物への投入を中心に市況上昇を捉えた効率配船に努めた結果、総じて運航収支は改善し採算は堅調に推移しました。

以上の結果、外航海運業の売上高は692億95百万円（前期比1.3%増）、営業利益は24億63百万円（前期比278.1%増）となりました。

内航・近海海運業

売上高

85億81百万円

営業利益

5億5百万円

■内航ガス

<一般概況>

内航ガス輸送の市況は、石油化学ガスやLPG需要が低調に推移したこと等から総じて低迷しました。石油化学ガスはプラントの定期修繕及び感染症拡大に伴う生産品需要の減少に伴い出荷は低調に推移しましたが、業界全体としては底堅いプラント間転送需要及び船員不足に伴う稼働隻数の減少も影響し、船腹需給は均衡して推移しました。LPG需要のうち、プラント間転送需要は底堅く堅調に推移しました。一方、家庭用LPG需要は、第2四半期までは感染症拡大の影響に加え、季節的要因もあり低調に推移しました。第3四半期に入り気温も低下したことから春に比べ持ち直す傾向となりましたが、感染症の再拡大を受け、厳冬期を過ぎると再び需要は低下しました。



<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの内航ガス輸送においては、感染症拡大と季節的要因に伴うLPG需要の低下及び石油化学ガス出荷プラントの定期修繕、並びに生産品需要減による出荷量減少の影響を受けました。また、運航船の入渠等により冬場の稼働減少が発生しましたが、中長期契約に基づく安定的な売上確保と効率配船に取り組みました。

■近海ガス

<一般概況>

近海ガス輸送の市況は、主要貨物であるプロピレン、塩化ビニルモノマーの国内生産量が中国向け輸出関連需要に牽引され、堅調に推移しておりました。中国及び東南アジアのプラントの稼働が定期修繕やトラブルによって低下したことにより夏期以降一時的に市況は軟化しましたが、中国向け輸出需要の回復に伴い再び堅調な推移となりました。また、同じく感染症の影響による輸送需要の鈍化に伴い、当社が主力とする3,500m³型高圧ガス船の市況も軟化しました。

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの近海ガス輸送においては、感染症拡大によって稼働が減少した影響を完全に避けることはできず、定期用船契約更改時に市況下落の影響を受けました。一方で新規用船者への投入も実現し、安定した貸船収入の維持に努めました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は85億81百万円（前期比7.2%減）、営業利益は5億5百万円（前期比11.4%減）となりました。

不動産業

売上高

111億58百万円

営業利益

38億63百万円

■ 不動産賃貸

<一般概況>

都心のオフィスビル賃貸市況は、感染症拡大の影響がオフィス市場にも本格的に現れ下降基調は鮮明になりました。国内企業はリモートワークを拡充し、これまでの増員計画をベースにした増床移転の見直しや固定費削減のための事業所縮小等を行い、オフィス需要が減少したことから賃料は下落が続き、空室率は2015年6月以来、需給が均衡し賃料が反転する目安と言われる5%を上回りました。



飯野ビルディング

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社所有ビルにおいては、商業テナントの営業に感染症の影響はあったものの、事務所テナントは堅調な稼働を継続し、安定した収益を維持することができました。

また、当社が参画している日比谷フォートタワーでは、新築建物の工事が順調に進捗し、現在のところ2021年6月末の竣工を予定しております。

■ 不動産関連事業

<一般概況>

貸ホール・貸会議室においては、秋期以降、イベント自粛緩和の動きが見られたものの、多数の競合施設がある中で厳しい顧客獲得競争が続きました。

不動産関連事業のフォトスタジオ事業においては、感染症拡大により広告需要が大幅に減少しました。

英国ロンドンの不動産市況は、事務所テナントではリモートワークの普及により既存テナントが自社スペースを転貸する等の動きがみられ、空室率が若干上昇しました。商業テナントでは感染症の拡大を受け厳しい状況となりました。



イイノホール

<当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのイイノホール＆カンファレンスセンターにおいては、感染症の影響で稼働と収益に大きな影響を受けていますが、10月以降、観客数を減らしながらも配信や収録を利用したイベントが増加傾向となり、1月以降の緊急事態宣言下においても稼働は改善に向かいました。

フォトスタジオ事業を運営する(株)イイノ・メディアプロにおいては、感染症対策を実施し新規顧客を取り込んだものの、広告需要の減少の影響により収益が減少しました。

英国ロンドンの不動産事業においては、賃貸ビルで商業テナントについては感染症の影響はあるものの、事務所テナントは順調に稼働したため、収益を維持することができました。

以上の結果、不動産業の売上高は111億58百万円（前期比4.4%減）、営業利益は38億63百万円（前期比40.2%増）となりました。

前期比で売上高が減少したものの営業利益が増加したことは、前期は飯野ビルディングにおいて一部テナントの退去により、原状回復工事を引き受けたことによる売上高の計上があった一方、空室期間が生じたことによる賃料収入の減少等があったためです。

2. 資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に、自己資金及び金融機関からの借入金で賄いました。また、当社は、2021年3月18日に第2回無担保社債（グリーンボンド）を発行しました。

3. 設備投資等の状況

当社グループでは、十分な調査、採算予想、付随するリスクと対応策に基づき、今後の成長が見込まれる分野に重点的に投資を行っています。

当期には無形固定資産に対する投資を含めて総額305億67百万円の設備投資を実施しました。

その主なものは、外航海運業においては、期中に竣工、購入した船舶への支払205億56百万円と、契約または建造中の船舶への支払17億52百万円を含む合計225億80百万円、内航・近海海運業においては、期中に竣工した船舶への支払16億9百万円と、契約または建造中の船舶への支払3億66百万円を含む合計19億76百万円です。不動産業においては、不動産の取得を中心に59億67百万円の設備投資を実施しました。

4. 対処すべき課題

（1）会社の経営の基本方針

当社グループは、「安全の確保は社業の基盤である」との認識の下に、よいサービスと商品を適正な利潤を得て社会に安定的に供給するとともに、すべてのコストについて不断の削減に努め、効率的な経営を行うことを基本方針としております。

なお、その実行に当たっては社会的要請へ適応し、環境に配慮した行動をとることとしております。

当社グループは、企業集団の人的・物的資源を生かしながら、次の3つの事業を推進します。

- ・全世界にわたる水域で原油、石油化学製品、液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）、発電用石炭、肥料、木材チップなどの基礎原料の輸送を行う外航海運業
- ・国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）、石油化学ガスなどの基礎原料の輸送を行う内航・近海海運業
- ・東京都心を中心に、賃貸オフィスビルの所有、運営、管理及びメンテナンス事業並びにフォトスタジオの運営を行う不動産業

（2）中長期的な会社の経営戦略、目標とする経営指標及び対処すべき課題

当社グループは、2030年に向けたグループ企業の一層の成長を見据えて策定した3ヵ年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage - 2030年に向けて - 」（計画期間：2020年4月～2023年3月、以下「本計画」という）を2020年度より進めています。

本計画では、時代の要請に応え自由な発想で進化し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を2030年に向けての目標に掲げております。独自のビジネスモデルである“IIINO MODEL”的形成、高品質なサービス“IIINO QUALITY”的提供を更に追求し、自社の経済的価値を高めると同時に、サステナビリティへの積極的な取組みにより環境保全を含めた社会的ニーズに対応することで社会的価値をも創造し、当社グループの理解する共通価値の創造（CSV）を目指して参りたいと考え、本計画を策定しました。

本計画では「共通価値の創造を目指して」をテーマとしており、本計画初年度である2020年度におい

ても、3つの重点強化策として挙げた「グローバル事業の更なる推進」、「安定収益基盤の更なる盤石化」及び「サステナビリティへの取組み」を重点的に実行してきました。重点強化策とするに当たって認識した課題と実行した具体的な取組みについては以下通りです。

①グローバル事業の更なる推進

増大する三国間輸送需要の取り込みに向けた海外展開への対応を重要課題として認識していることから、「グローバル事業の更なる推進」を重点強化策としております。具体的には外航海運業における海外顧客への営業展開の加速を進めており、海外顧客と新たに締結した定期用船契約向けに環境配慮型の2隻の大型LPG船を発注しました。また、取得した英国ロンドンのオフィスビルが順調に稼働し収益を確保する等、海外不動産事業にも継続して取組んでいます。なお、海外拠点の活動を統括する海外戦略担当と新規事業の企画調査立案を行う事業開発推進部を統合の上、事業戦略部を新設し、世界的な視野でニーズを的確に捉え、海外拠点を含めた当社のグローバル事業の展開を図ります。

②安定収益基盤の更なる盤石化

ボラタリティの大きい海運業の収益安定化及び顧客・社会のニーズが多様化する不動産業への対応を重要課題として認識し、「安定収益基盤の更なる盤石化」を重点強化策としております。具体的には海運業において中長期契約へ投入される大型原油タンカーや小型ガス船が新たに竣工し安定収益を確保しております。不動産業においても収益の中心である飯野ビルディングで前期に発生していた空室には既に新規テナントが入居し満室稼働となる等、継続して安定した収益を確保しています。また、2021年6月には新橋田村町地区市街地再開発事業として取組んでいる日比谷フォートタワーの竣工を予定しており、安定収益の増加に寄与する見込みです。

③サステナビリティへの取組み

地球環境・社会課題・新規ビジネスへの対応も重要課題として認識しており、「サステナビリティへの取組み」を重点強化策としております。具体的にはSOxスクラバー搭載の2隻の大型原油タンカーが竣工し、LPGを推進燃料とすることにより温室効果ガスの排出量を削減できる2元燃料主機関を搭載する大型LPG船を2隻発注する等、環境に配慮した資産への投資や次世代燃料船への取組みを進めております。また、不動産業においても日比谷フォートタワー建設に当たっては建設の事業費充当を目的にグリーンボンドを発行済みであることに加え、グリーンローンによる借入及び株式会社日本政策投資銀行が行う「DBJ環境格付」に基づく借入を決定する等、社会的価値の創造に向けて環境負荷低減に資する資産への資金調達を実行しました。

これらの重点強化策に加えて基盤整備項目としても挙げている、ESG・SDGsへの対応強化やデジタルトランスフォーメーションの推進加速に向けて新たにタスクフォースを設立し、当社グループ一体となって温室効果ガスの削減への取組み、リモートワーク環境の整備や基幹システムの刷新等のデジタル化推進への取組みを一層強化していきます。今後もサステナビリティへの積極的な取組みにより環境保全を含めた社会的ニーズに対応することで社会的価値の創造を目指して参りたいと考えております。

(新型コロナウイルス感染症への対応)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19、以下、「感染症」という)は一時落ち着きを見せましたが、

変異株の出現や再流行等を受け収束の目途が立っていないことから、今後の世界経済、当社グループを取り巻く事業環境は予断を許さない状況が続く見込みであり、感染症が今後、世界経済に与える影響を厳しく受け止めております。

当社グループとしては感染症への対応として、海運業においては安全・安定的な海上輸送を止めず、社会インフラとしての役割を果たすこと、不動産業においては感染症対策を徹底し、安全なオフィス空間の提供を継続することを社会的使命と考えております。

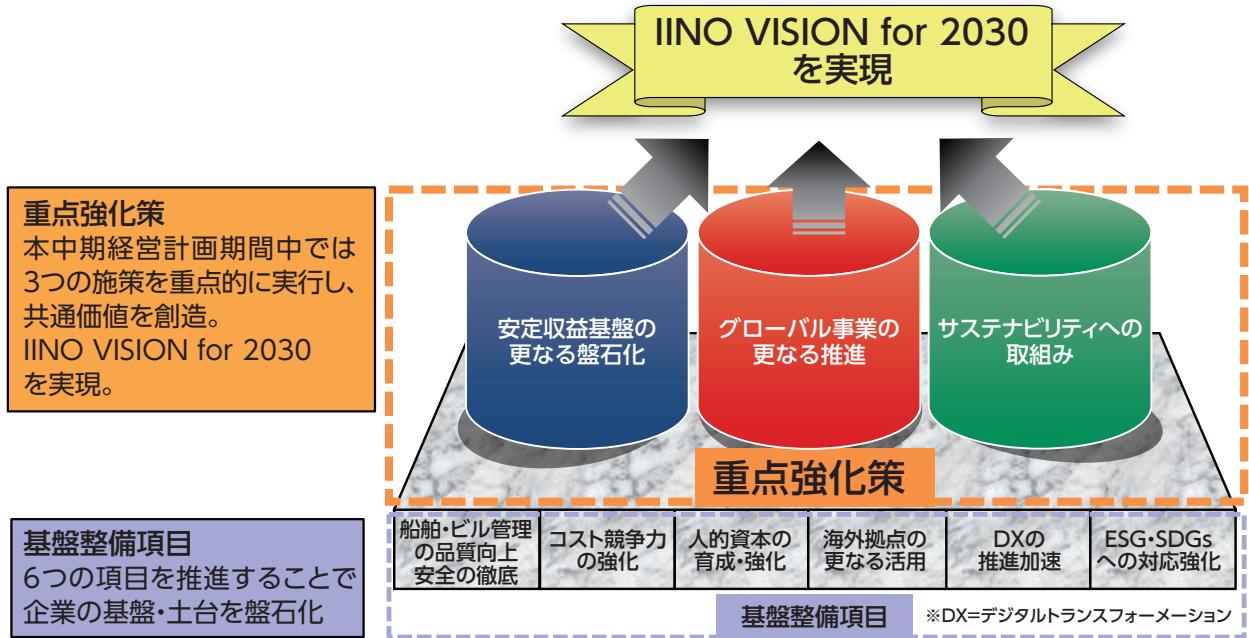
安全・安心を支える当社グループの役職員及び本船乗組員の安全確保・感染防止に注力し社会的使命を果たす為に、陸上職員においては在宅勤務体制をハード・ソフト両面で強化し、事業継続可能な体制の確立に努めています。海上職員においては船内防疫の徹底として、外部からの訪船者の限定、乗船者への検温等を実施する他、乗組員に対する支援としては精神的支援の積極的実施、配乗交代の円滑化への取組み等を実施しております。引き続き感染症の拡大状況を注視しつつ、社会的使命を果たす為に適切な対応を行って参ります。

なお、本計画の詳細及び感染症に対する当社対応につきましては当社ホームページをご参照ください。
<https://www.iino.co.jp/kaiun/index.html>

企業理念体系



計画名 : Be Unique and Innovative. : The Next Stage-2030年に向けて-
テーマ : 共通価値の創造を目指して
期間 : 2020年4月～2023年3月



数値目標

		2020年度計画	2021年度計画	2022年度計画
前提	為替	105円/\$	105円/\$	105円/\$
	燃料油 ^{※1}	上期:\$300/mt 下期:\$500/mt	\$670/mt	\$650/mt

売上高 (億円)	880	900~1,100	900~1,100
営業利益 (億円)	38	70~80	75~85
海運業	5	25~35	25~35
不動産業	33	45	50
経常利益 (億円)	36	65~75	70~80
当期純利益 (億円)	45	60~70	70~80

EBITDA ^{※2} (億円)	156	190~200	195~205
ROE	6%	7~8%	8~9%
D/E Ratio (倍)	最大2.0	最大2.0	最大2.0

※1 燃料油・・・2020年度以降は適合油の単価前提

※2 EBITDA・・・営業利益+減価償却費+主たる事業投資に係る受取配当金及び持分法投資損益

なお、上記数値目標の算出にあたっては、2020年4月から9月の間は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響が継続するという前提のもと、売上高の減少及び費用の増加等を織り込んでいます。

「Be Unique and Innovative. : The Next Stage - 2030年に向けて - 」の補足資料は、当社グループホームページに掲載しております。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/index.html>

2020年度実績及び2021年度業績予想

(2021年5月11日発表)

		2020年度実績	2021年度予想
前提	為替	105.79円/\$	105円/\$
	燃料油 ^{※1}	US\$346/mt	\$500/mt

売上高 (億円)	889	880
営業利益 (億円)	68	41
海運業	30	3
不動産業	39	38
経常利益 (億円)	68	39
当期純利益 (億円)	77	60

EBITDA ^{※2} (億円)	188	-
ROE	10.0%	-
D/E Ratio (倍)	1.65	-

2030年度目標

売上高 (億円)	1,600
営業利益 (億円)	120
海運業	60
不動産業	60
経常利益 (億円)	100
当期純利益 (億円)	100

EBITDA ^{※2} (億円)	250
ROE	10%
D/E Ratio (倍)	最大2.0

5. 財産及び損益の状況の推移

	第127期 (2017年度)	第128期 (2018年度)	第129期 (2019年度)	第130期(当期) (2020年度)
売 上 高 (百万円)	81,334	84,843	89,179	88,916
経 常 利 益 (百万円)	4,631	4,701	3,455	6,810
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	4,243	4,685	3,788	7,655
1 株当たり当期純利益 (円)	38.53	44.28	35.80	72.35
総 資 産 (百万円)	210,237	222,435	231,088	245,611
純 資 産 (百万円)	69,237	73,077	73,428	79,835

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当する事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
イイノガストラントスポート株式会社	99百万円	100%	海運業
イイノマリンサービス株式会社	10百万円	100%	船舶の管理
株式会社イイノ・メディアプロ	50百万円	100%	フォトスタジオの運営
イイノ・ビルテック株式会社	40百万円	100%	ビル管理
イイノエンタープライズ株式会社	50百万円	100%	仲立及び舶用品売買
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	520千シンガポールドル	100%	代理店業
AZALEA TRANSPORT S.A.	10百万円	100%	船舶の貸渡
LPG DAWN PANAMA S.A.	10百万円	100%	船舶の貸渡
PERSEUS TANKERS S.A.	10百万円	100%	船舶の貸渡
IKK HOLDING LTD	24,001千英国ポンド	100%	海外不動産業

- (注)1. 当期におきまして、海外子会社3社を設立し、海外子会社2社を清算しました。
 2. 上記の重要な子会社を含め、当期の連結子会社は59社、持分法適用会社は5社であります。
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容

報告セグメント	主要な事業内容
外航海運業	全世界にわたる水域で原油、石油化学製品、液化天然ガス (LNG)、液化石油ガス (LPG)、発電用石炭、肥料、木材チップ等の海上輸送
内航・近海海運業	国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス (LNG)、液化石油ガス (LPG)、石油化学ガス等の海上輸送
不動産業	東京都心を中心とした賃貸オフィスビルの所有、運営、管理、メンテナンス事業及びフォトスタジオを中心とした不動産関連事業

8. 主要な事業所及び設備

(1) 事業所

- ①当社 本社所在地：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
②子会社

名 称	所 在 地
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
イイノガストラントスポート株式会社	兵庫県神戸市

(2) 設備

- ①運航船腹

区 分	保有形態	隻 数	重量トン数 (K/T)
社 船	当社	16	1,658,012
	国内子会社	16	23,111
	海外子会社	24	1,747,088
	計	56	3,428,211
用 船		53	1,756,112
合 計		109	5,184,323

(注) 1. 保有形態当社の16隻のうち、10隻については他社と共有しており、その共有相手持分は694,691重量トン(K/T)です。

2. 上記の重量トン数には共有相手持分を含めて記載しております。

- ②賃貸ビル

名 称	所 在 地	延床面積(m ²)
飯野ビルディング	東京都千代田区内幸町	103,826.88
東京富士見ビル	東京都千代田区富士見	10,674.86
飯野竹早ビル	東京都文京区小石川	4,736.37
汐留芝離宮ビルディング	東京都港区海岸	32,702.37
NS虎ノ門ビル	東京都港区西新橋	9,877.04
BRACTON HOUSE	英 国 ロ ン ド ン	2,716.32

(注) 1. 東京富士見ビル及び汐留芝離宮ビルディングは、他者と共有しており、延床面積には共有相手持分を含めて記載しております。

2. NS虎ノ門ビルは、区分所有であり、延床面積には他の区分所有者の所有面積も含めて記載しております。

3. BRACTON HOUSEは、当社海外子会社が所有しております。なお、面積は総室内面積となります。

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
外 航 海 運 業	235	9
内 航 ・ 近 海 海 運 業	225	10
不 動 产 業	147	△7
全 社 (共 通)	52	1
合 計	659	13

- (注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属するものであります。
 2. △は減少を表示しています。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
166	6	37.4	13.3

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数には、他社出向在籍者(75名)は含まれておりません。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	19,128
株式会社日本政策投資銀行	18,781
三井住友信託銀行株式会社	17,817
株式会社三井住友銀行	17,757

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

12. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当する事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 440,000,000株

2. 発行済株式総数 108,900,000株 (自己株式3,093,851株を含む。)

3. 株主数 12,582名

4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,161	5.82
飯野海運取引先持株会	5,167	4.88
株式会社みずほ銀行	4,941	4.67
東京海上日動火災保険株式会社	4,211	3.98
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,910	3.69
三井住友信託銀行株式会社	3,622	3.42
株式会社竹中工務店	3,350	3.16
日本生命保険相互会社	2,256	2.13
トーア再保険株式会社	2,253	2.12
株式会社池田泉州銀行	1,745	1.64

(注) 当社は、自己株式3,093,851株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年11月9日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、当社普通株式2,175,980株を消却することを決議し、2020年11月24日に消却を実施しました。

III 会社の新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
當 舎 裕 己	代表取締役社長 社長執行役員	
岡 田 明 彦	代表取締役 専務執行役員	業務管理部管掌、人事部管掌、経営企画部担当、SR広報部担当及びイイノホール(株)代表取締役社長
小 薦 江 隆 一	取 締 役 常務執行役員	油槽船部管掌、ガス船部管掌、貨物船部管掌、ケミカル船第一部管掌、ケミカル船第二部管掌及び海外戦略管掌
神 宮 知 茂	取 締 役 常務執行役員	経理部管掌、イイノマネジメントデータ(株)代表取締役社長及び飯野システム(株)代表取締役社長
大 谷 祐 介	取 締 役 執行役員	ビル事業部担当、不動産開発企画部担当及びイイノエンタープライズ(株)代表取締役社長
遠 藤 茂	取 締 役	日揮ホールディングス(株)社外取締役、(株)ADEKA社外取締役及び外務省参与
大 江 啓	取 締 役	
吉 田 康 之	取 締 役	(株)タダノ社外取締役
橋 村 義 憲	常 勤 監 査 役	
山 田 義 雄	監 査 役	弁護士
高 橋 洋	監 査 役	(株)日本経済研究所代表取締役社長、KNT-CTホールディングス(株)社外取締役及び宮交ホールディングス(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役遠藤茂、大江啓及び吉田康之の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役山田義雄及び高橋洋の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 監査役橋村義憲氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役高橋洋氏は金融機関における実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、遠藤茂、大江啓、吉田康之、山田義雄及び高橋洋の各氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他当社上場証券取引所に届け出ております。
6. 取締役荒木俊雄氏は2020年6月25日に辞任により退任しました。
7. 監査役堀之内博一氏は2020年6月25日に任期満了により退任しました。

(ご参考) 取締役・監査役の専門性と経験

	就取締役・監査役	企業経営	営業戦略	マーケティング	テクノロジー	法人事・労務	ESG経営	グローバル戦略
代表取締役社長	當舎裕己	2010	●	●		●		●
代表取締役	岡田明彦	2012	●			●	●	
取締役	小薗江隆一	2013		●		●		●
取締役	神宮知茂	2016		●	●		●	
取締役	大谷祐介	2020		●	●		●	
取締役	独立・社外 遠藤茂	2013					●	●
取締役	独立・社外 大江啓	2015	●	●				
取締役	独立・社外 吉田康之	2019		●			●	
監査役	橋村義憲	2016			●		●	
監査役	独立・社外 山田義雄	2018				●	●	
監査役	独立・社外 高橋洋	2020	●			●		

(2021年3月31日現在)

＜ご参考＞上記の一覧表は、各自が有するすべての経験またはスキルを表すものではなく、当社の経営理念ならびに中期経営計画の重点強化策の観点から各取締役・監査役に特に期待し重視するスキルを代表取締役社長には4つ、その他の常勤取締役には3つ、独立社外取締役と監査役には2つ記載しています。

(ご参考) 執行役員(取締役の兼務者を除く)の状況 (2021年3月31日現在)

氏名	地位	備考
長谷川 陽一	執行役員	油槽船部担当及びガス船部担当
吉川 貢市	執行役員	事業開発推進部担当及び海外戦略担当
井上 徳親	執行役員	海務部担当、海務部長委嘱及びイイノマリンサービス(株)常務取締役
藤村 誠一	執行役員	ケミカル船第一部担当、ケミカル船第二部担当及びINO SINGAPORE PTE.LTD.取締役社長
佐藤 靖男	執行役員	業務管理部担当、人事部担当及び人事部長委嘱
鮎子田 修	執行役員	経理部担当及び経理部長委嘱
竹田 篤	執行役員	貨物船部担当及び貨物船部長委嘱

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の人数(人)	
		基本報酬	業績連動報酬等			
			賞与	非金銭報酬等(株式購入報酬制度)		
取締役	217	180	19	17	9	
(うち社外取締役)	25	25	0	0	3	
監査役	40	40	0	0	4	
(うち社外監査役)	16	16	0	0	3	
合計	256	220	19	17	13	
(うち社外役員)	41	41	0	0	6	

- (注) 1.当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役は3名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。上記の支給人員と相違しておりますのは、2020年6月25日開催の第129期定時株主総会の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれているためです。
- 2.非金銭報酬等は、株式購入報酬制度により、月例報酬から職位に応じて役員持株会へ拠出する事が定められた金額を記載しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は0名）です。当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 業績連動報酬等に関する事項及び非金銭報酬等の内容

当社では、業務執行取締役に対して、各事業年度の連結当期純利益等の達成度合いに応じた役員賞与を毎年一定の時期に支給しております。企業価値向上に向けての新たな設備投資や株主還元の直接的な原資となる連結当期純利益を主要な指標とすることで、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなると判断しております。当該役員賞与は、独立社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、連結当期純利益を主要な指標とする業績の達成度合いと各取締役の職位に応じて算定した額を社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、支給の可否及び額を慎重に審議をした上で決議いたします。連結当期純利益等の各指標の目標は前事業年度の実績に基づいて設定しております。当事業年度につきましては、連結当期純利益の実績値は、76億55百万円となりました。

また、当社は、株主との株主価値共有を一層深め、当社中期経営計画の達成に向けた経営陣の姿勢を明確化し、企業価値向上に向けた取組みをさらに推進させることを目的として、業務執行取締役の月例報酬の一部を役員持株会へ拠出する株式購入報酬制度を設けております。株式購入報酬制度は、業務執行取締役に、その月例報酬のうち職位に応じて設定された金額を役員持株会へ拠出とともに、役員持株会が市場から時価で取得した当社の株式を、原則として事業年度末営業日に、役員持株会から持分株式を引き出させることにより、業務執行取締役に当社の株式を交付する制度であります。株式購入報酬制度に係る株式報酬は、持分株式の価値が株価に連動し、業務執行取締役が株主と株主価値を共有することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことが可能となります。なお、株価を指標とした業績連動報酬であることから目標は設定しておりません。また、重大な不正会計や巨額損失等が発生した場合は、その責任に応じ、役員持株会で取得した株式の全部または一部を無償返還するクローバック条項を設けております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針として、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成するよう指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月25日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

○決定方針の内容の概要

1. 基本方針

取締役の個別の報酬については、企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、各取締役の職位に応じて設定された月例報酬に加え、目標業績の達成度合いに応じて支給される賞与及び全業務執行取締役を対象とした株式購入報酬制度により構成する。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月例報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、職位に応じて設定された固定の月例報酬とする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

賞与は、各事業年度の連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いに応じ、毎年、一定の時期に支給する。

株式購入報酬制度は、株主と株主価値を共有することで、企業価値の向上に資することを目的として、業務執行取締役の月例報酬のうち、職位に応じて設定された金額を役員持株会へ拠出する制度である。重大な不正会計や巨額損失等が発生した場合は、その責任に応じ、株式購入報酬制度により役員持株会で取得した株式の全部または一部を無償返還するクローバック条項を適用する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬等については、短期的な業績の向上のみならず、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して、固定報酬（月例報酬）、業績連動報酬（賞

与) 及び業績連動報酬（役員持株会での株式購入）の割合を決定する。

社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（月例報酬）のみを支払うこととする。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、各取締役の個別の報酬額を社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において決定する。

○当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、個人別の報酬等の内容を決定方針との整合性も含めて慎重に審議をした上で決議を行うため、決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席 状 況	当事業年度における主な活動状況
社 外 取締役	遠 藤 茂	取締役会 (開催22回中22回)	長年にわたり外交官として培ってきた豊富な国際経験と知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
	大 江 啓	取締役会 (開催22回中22回)	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
	吉 田 康 之	取締役会 (開催22回中22回)	シンクタンクにおける長年の調査及び研究で培った豊富な経験と知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
社 外 監査役	山 田 義 雄	取締役会 (開催22回中22回) 監査役会 (開催15回中15回)	弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。
	高 橋 洋	取締役会 (開催17回中17回) 監査役会 (開催10回中10回)	金融機関における企業経営者としての豊富な経験と専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。

- (注) 1. 遠藤茂氏は日揮ホールディングス(株)、(株)ADEKAの社外取締役及び外務省参与を兼務しております。当社は同社及び同省との間に取引関係はありません。
2. 吉田康之氏は(株)タダノの社外取締役を兼務しております。当社は同社との間に取引関係はありません。
3. 高橋洋氏は(株)日本経済研究所代表取締役社長、KNT-CTホールディングス(株)社外取締役及び宮交ホールディングス(株)社外取締役を兼務しております。当社は同社との間に取引関係はありません。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社の関係会社の取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用等が填補されます。

保険料は、特約部分も含め、すべての被保険者について当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、上記の保険契約により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、不法行為等に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由を設けております。

5. 責任限定契約の内容と概要

当社は各社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	40百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注)1. 監査役会は、会計監査人の報酬の額について、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、前事業年度の監査実績及び当社の会計監査人の評価基準を踏まえ検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、IINO SINGAPORE PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（国外におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託しております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、又は監査の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な会計監査人への変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する株主総会の議案を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はしておりません。

VI 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

2021年3月31日現在、当社が取締役会において定めている業務の適正を確保するための体制は次の通りです。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録並びに稟議書等の重要な文書及びこれらを記録した情報媒体について、「情報管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっています。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について審議・提案・助言を行うために「リスク管理委員会」を設置し、その下部機関として「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」の三委員会を設置しております。「リスク管理委員会」は三委員会に対する指示を行い、付議・報告を受けると共に、事業に係る戦略リスク・重要投資案件のリスク等を含めて、当社グループ全体のリスク管理活動を統括します。

当社グループの業務執行においては、船舶・建物における重大な事故・トラブル等によるリスクについて、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」により、当社グループの安全、環境に関する政策立案とその推進を行うと共に、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図ります。

また、当社グループのシステム及び事務に関するリスクについては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」により、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うと共に、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図ります。

更に当社グループの事業に関しては、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・トラブル・大規模災害が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」に基づき当社社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に対応します。

また、当社グループは、事業地域において大規模地震等が発生した場合を想定した事業継続計画(BCP)を制定し、各事業の速やかな復旧と継続を図ることができる体制を整備しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、執行役員により構成される経営執行協議会を原則として毎週開催し、取締役会から授権された事項の決議及び取締役会から検討を指示された事項の審議並びに経営に関する意見交換及び情報交換を行います。

また、重要事項の決議を行うと共に、取締役・執行役員の職務の執行の監督を行うために原則と

して毎月1回定例取締役会を開催します。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社グループの取締役・執行役員を含む使用人の職務の執行に係るコンプライアンスについて、「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」（委員長：社長執行役員）により、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図ります。

また、「コンプライアンス規程」に基づき、チーフコンプライアンスオフィサーは、監査役及び経営監査室と連携して、当社グループにおけるコンプライアンスに関する業務を指揮し、当社グループ役職員は、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」に基づき法令違反等に関する報告義務を負っております。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、当社グループ各社全てに適用される「行動憲章」を基礎に企業活動を行います。

①当社の主要なグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項については、当社の「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、重要事項が当社の取締役会及び経営執行協議会に付議・報告されます。

また、当社の執行役員及び使用人は、必要に応じて当社グループ各社の取締役を兼務しており、当社グループ各社の取締役会への出席を通じて、職務の執行に係る事項の報告を受けます。

②当社グループのリスクを統括管理するために設置された「リスク管理委員会」は、主要なグループ会社の代表取締役も構成メンバーとする「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」からなる三委員会と連携しながら、当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について、審議・提案・助言を行います。

③当社の主要なグループ各社の企業活動は、当社が策定したグループ中期経営計画に基づき行われており、その進捗状況は当社に定期的に報告されます。

④当社社長執行役員直属の経営監査室が、「内部監査規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行の適正性確保を目的として、当社監査役及び会計監査人と連携して、当社グループを構成する全社を対象に業務監査を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合の当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフ1名を兼任として配置します。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当社は、監査役スタッフの任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要とします。

また、監査役スタッフが監査役の補助業務に従事する間は、監査役による指示業務を優先的に取り組むこととし、かつ役職員は監査役スタッフの業務遂行に対して不当な制約を行わないことにより、監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会に出席し、取締役から職務の執行に関する報告を受けます。
- ②常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、執行役員を含む使用人から職務の執行に関する報告を受けます。
- ③常勤監査役は、経営執行協議会において受けた職務の執行に関する報告の内容を監査役会において他の監査役に報告します。
- ④当社グループの役職員が社内に違法行為、企業倫理に違反する行為があるまたはその懸念があると判断した場合は、当社が速やかにその事実を認識し適正な是正措置を講じることができます。内部通報制度を設けております。
「内部通報制度運用規程」においては、当社人事部長及び当社が指定する外部の弁護士が内部通報の窓口となることが規定されております。常勤監査役は、「コンプライアンス委員会」及び内部通報窓口担当者から当該報告を受けます。
- ⑤「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」では、内部通報をした当社グループの役職員は、不利益を受けないことを保証することができます。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を計上します。但し、緊急又は臨時に監査役が支出した費用については、事後、当社に支払いを請求します。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、常勤監査役が上記のほか、業務執行の状況を把握するため、「リスク管理委員会」並びに「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」などの重要な会議に出席し、報告を受けます。

また、監査役は必要に応じ隨時、取締役及び執行役員を含む使用人に対し、事業の報告を求めるることができます。

更に監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、経営監査室と逐次情報交換を行うなど、緊密に連携する体制及び会計監査人に対して当社グループ各社の会計監査の内容について説明を求めるることができます。

[反社会的勢力排除に向けた基本方針]

当社グループは「行動憲章」において「社会秩序を尊重し、秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かかわりを持ってはならない。」と定めるとともに、当社グループ共通の規程として「反社会的勢力対応規程」を設け、社会の秩序や安全を脅かすような団体・個人がかかわりを持ちかけてきたたり、金銭などの要求をしてきた場合には、当社として組織的な対応と外部の専門的機関との緊密な連携により、断固としてこれを排除します。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するために必要な体制の最近1年間（当事業年度の末日から遡って1カ年）における主な実施状況は次の通りです。

[主な会議の開催状況]

取締役の職務の適法性の確保と取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるため、取締役会は22回、監査役会は15回、経営執行協議会（取締役会から授権された事項の審議・決議を行う機関）は53回及びリスク管理委員会（当社グループ全体のリスクにかかる横断管理と、各種方針について審議し、提案・助言を行う機関）は26回開催しました。

[監査役]

監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び社外取締役を含めた他の取締役、経営監査室及び会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

[内部監査]

経営監査室は、あらかじめ定めた内部監査計画に基づき、当社の各部門及び関係会社が行う業務の適正性や妥当性、有効性等について監査を実施しており、その内容については社外監査役を含む全監査役と情報を共有しております。

[内部統制評価]

取締役会は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、あらかじめ策定した実施計画に基づき経理部、経営監査室等を指揮して内部統制評価を実施しました。

[コンプライアンス]

リスク管理委員会の下部機関として「コンプライアンス委員会」を設置しております。今年度は「コンプライアンス委員会」を4回開催し、グループ全体のコンプライアンスにかかる状況を確認するとともに、当社グループのコンプライアンス施策について討議を行いました。

2016年4月にグループ役職員を対象としている内部通報制度の改定を行い、社内通報窓口に加えて、新たに社外の弁護士にも窓口を委託しています。また、インサイダー取引規制に関する研修会やパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等防止のための社内講習会の開催などを通じ、グループ役職員のコンプライアンス意識向上に取り組みました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流動資産	29,818	流動負債	44,345
現金及び預金	13,304	買掛金	5,777
受取手形及び売掛金	7,536	短期借入金	26,688
棚卸資産	2,758	未払費用	310
繰延及び前払費用	1,797	未払法人税等	242
その他流動資産	4,426	前受金	2,911
貸倒引当金	△ 1	賞与引当金	338
固定資産	215,793	株主優待引当金	26
有形固定資産	194,244	リース債務	5,122
船舶	98,215	その他流動負債	2,932
建物及び構築物	40,125	固定負債	121,430
土地	42,801	長期借入金	100,056
リース資産	5,094	社債	5,000
建設仮勘定	7,838	役員退職慰労引当金	60
その他有形固定資産	171	退職給付に係る負債	704
無形固定資産	529	特別修繕引当金	3,624
電話加入権	9	受入敷金保証金	8,977
その他無形固定資産	520	リース債務	29
投資その他の資産	21,019	繰延税金負債	2,747
投資有価証券	18,743	その他固定負債	234
長期貸付金	147	負債合計	165,776
退職給付に係る資産	225	(純資産の部)	
繰延税金資産	20	株主資本	76,282
その他長期資産	1,884	資本金	13,092
		資本剰余金	6,275
		利益剰余金	58,822
		自己株式	△ 1,907
		その他の包括利益累計額	3,449
		その他有価証券評価差額金	4,103
		繰延ヘッジ損益	△ 234
		為替換算調整勘定	△ 421
		非支配株主持分	105
		純資産合計	79,835
		負債・純資産合計	245,611
資産合計	245,611		

連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	88,916
売上原価	75,589
売上総利益	13,326
販売費及び一般管理費	6,495
営業利益	6,831
営業外収益	
受取利息	30
受取配当金	875
為替差益	130
持分法による投資利益	324
その他	110
	1,468
営業外費用	
支払利息	1,256
その他	233
	1,490
経常利益	6,810
特別利益	
固定資産売却益	463
子会社清算益	822
受取保険金	80
その他	0
	1,365
特別損失	
固定資産除却損	16
ゴルフ会員権評価損	0
	17
税金等調整前当期純利益	8,158
法人税、住民税及び事業税	279
法人税等調整額	233
当期純利益	7,646
非支配株主に帰属する当期純損失	△ 10
親会社株主に帰属する当期純利益	7,655

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (単位:百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,991
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,894
現金及び現金同等物に係る	△ 92
換算差額	△ 907
現金及び現金同等物の増減額	14,208
現金及び現金同等物の期首残高	13,301
現金及び現金同等物の期末残高	

(注)本計算書は監査報告書の対象外です。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流動資産	30,090	流動負債	30,682
現金及び預金	6,456	海運業未払金	4,197
海運業未収金	5,468	不動産業未払金	230
不動産業未収金	578	短期借入金	8,467
短期貸付金	10,807	1年内返済予定の長期借入金	12,216
販売用不動産	3	未払法人税等	67
貯蔵品	2,091	未払金	211
繰延及び前払費用	1,000	未払費用	157
代理店債権	1,809	前受金	2,793
リース債権	43	賞与引当金	267
その他流動資産	1,834	株主優待引当金	26
固定資産	139,636	その他流動負債	2,051
有形固定資産	108,482	固定負債	71,209
船舶	30,230	長期借入金	55,258
建物	37,285	社債	5,000
土地	34,639	退職給付引当金	172
建設仮勘定	5,598	受入敷金保証金	8,947
その他有形固定資産	731	繰延税金負債	1,730
無形固定資産	173	その他固定負債	101
電話加入権	4	負債合計	101,891
ソフトウエア	168	(純資産の部)	
その他無形固定資産	1	株主資本	63,886
投資その他の資産	30,981	資本金	13,092
投資有価証券	16,627	資本剰余金	6,275
関係会社株式	7,950	資本準備金	6,233
出資金	19	その他資本剰余金	42
関係会社出資金	733	自己株式処分差益	42
長期貸付金	4,313	利益剰余金	46,426
前払年金費用	225	利益準備金	1,125
リース債権	262	その他利益剰余金	45,301
その他長期資産	853	圧縮記帳積立金	60
資産合計	169,726	別途積立金	11,000
		繰越利益剰余金	34,241
		自己株式	△ 1,907
		評価・換算差額等	3,949
		その他有価証券評価差額金	4,050
		繰延ヘッジ損益	△ 101
		純資産合計	67,835
		負債・純資産合計	169,726

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		
海運業収益	70,222	
不動産業収益	9,811	80,034
売上原価		
海運業費用	65,942	
不動産業費用	5,209	71,151
売上総利益		
販売費及び一般管理費		8,882
		3,719
営業利益		5,163
営業外収益		
受取利息	121	
受取配当金	2,324	
投資事業組合運用益	75	
為替差益	88	
その他	194	2,801
営業外費用		
支払利息	652	
その他	232	884
経常利益		7,081
特別利益		
子会社清算益	94	
受取保険金	80	
投資有価証券売却益	4	178
特別損失		
固定資産除却損	13	
ゴルフ会員権評価損	0	13
税引前当期純利益		7,246
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	△ 4	2
当期純利益		7,244

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井紀彰㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富永淳浩㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、飯野海運株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚

偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

飯野海運株式会社
取締役会御中

有限責任あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 楽井紀彰㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 富永淳浩㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、飯野海運株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受け、必要に応じて往査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が機能しているかについては、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

飯野海運株式会社 監査役会

監 査 役 (常 勤) 橋村 義 憲 ㊞

監 査 役 山田 義 雄 ㊞

監 査 役 高橋 洋 ㊞

(注) 監査役 山田義雄及び監査役 高橋洋は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年の3月31日まで
定時株主総会	6月に開催いたします。
配当基準日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 (中間配当実施の場合)
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
郵便物送付先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 電話 0120-782-031(フリーダイヤル)
公告の方法	電子公告 ただし、電子公告によることができない事故 その他のやむを得ない事由が生じたときは、 日本経済新聞に掲載して行うこととします。 当社の公告はホームページに掲載しております。 https://www.iino.co.jp/kaiun
飯野海運株式会社	〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 飯野ビルディング 電話 (03)6273-3069

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 イイノホール(飯野ビルディング4階)



飯野ビルディング
霞ヶ関駅 C4出口直結

交 通

東京メトロ(千代田線・日比谷線)「霞ヶ関駅」**C4出口**直結・**C3出口** 徒歩約1分

東京メトロ(丸ノ内線)「霞ヶ関駅」**B2出口** 徒歩約5分

東京メトロ(銀座線)「虎ノ門駅」**9番出口**・**1番出口** 徒歩約3分

都営地下鉄(三田線)「内幸町駅」**A6出口**直結 徒歩約3分・**A7出口** 徒歩約3分

※誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。

